

## 守れていますか?? 交通ルール

古里中学校 交通安全指導部

自転車関連事故は大きな社会問題となっており、自転車利用者のルール遵守とマナー向上が必要です。

古里中学校のみなさんにも自転車を安全に利用するために守っていただきたいルールとマナーをご紹介します。

自転車は、道路交通法では、「軽車両」とされ、以下のことを守る義務があります。(平成 27 年 6 月 1 日より、罰則規定が強化されています)

### ○夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(または反射器材)をつけなければなりません。

ライトをつけるのは、自分が進む道を照らして見やすくするためだけでなく、前方や後方から来るほかの自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためです。ライトをつけない自転車は、相手側から発見されにくく危険ですので、ライトを点灯させましょう。

【罰則】5 万円以下の罰金



### ○二人乗りは禁止

自転車は基本的に一人用の乗り物です。自転車の二人乗りは、6 歳未満の子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。

【罰則】5 万円以下の罰金等



### ○並進は禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはなりません。道路を自転車が並んで走ると、どちらかの自転車が車道の中央寄りになることになり、危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。

【罰則】2 万円以下の罰金または料



### ○信号を守る

信号は必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用」信号機がある場合は、その信号に従いましょう。

【罰則】3 か月以下の懲役または 5 万円以下の罰金等



### ○交差点での一時停止と安全確認

「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右をよく見て、安全に通行しましょう。また、見通しのよい交差点でも、安全のため速度を落としましょう。

【罰則】3 か月以下の懲役または 5 万円以下の罰金等



### 宇都宮市立古里中学校自転車通学規定

2 完全に整備された自転車を使用し、**交通法規を守り、安全運転に努めること。**

※ 被害者になった時に悲しむのは誰でしょうか? 加害者になった時に悲しむのは誰でしょうか?  
安全に注意して走行しましょう。